

第2期自死対策計画

概要版

白石市では、平成28年(2016)4月に改正された自殺対策基本法を基に平成31年(2019)3月に「第1期白石市自死対策計画」を策定しました。

このたび、「第1期白石市自死対策計画」が令和6年度(2024)で終了することから、市民一人ひとりが生きることを支え合い、お互いの命を未来につないでいくまちづくりを目指すため、「第2期白石市自死対策計画」を策定しました。

計画の法的な位置づけ

「第2期白石市自死対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項に基づいて策定しました。

計画の期間と進行管理

本計画の期間は令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間です。

なお、計画期間の途中で計画変更が必要になった場合には、白石市健康づくり推進協議会の意見を聞きながら、随時見直します。

自死対策の基本方針

令和4年(2022)10月14日に新たに閣議決定された「自殺総合対策大綱」に基づき、以下の6つの基本方針を定めました。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 行政機関、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する



基本施策

基本施策は、地域で自死対策を進めていく上で最低限必要な基礎的な取り組みとして進めていくもので、以下の5つの分野に分類します。

今後、関係機関との協働により、これらの施策を強力にかつ連動させて総合的に推進することで、自死対策の基本的な機能の強化・充実を進めていきます。

① 地域におけるネットワークの強化

自死リスクの低減に向けたネットワークの強化を進めていきます。

- ① 庁内ネットワークの推進
- ② 各種関連団体との連携強化



② 自死対策を支える人材の育成

公共機関や専門機関、学校等において職員、専門職、教員等の資質向上に努めるとともに、地域で活動する個人や市民一人ひとりを重要な担い手として育成するための取り組みを推進します。

- ① 様々な職種を対象とする研修の実施
- ② 一般市民に対する研修
- ③ 教育関係者の資質向上支援



③ 市民への啓発と周知

市民誰もが自分で解決ができず危機に陥ったときは、遠慮なく助けを求めることができ、また、自死対策や自死遺族支援等でどのような事業や支援活動が行われているか、市民一人ひとりが知識を持ち、意識を高めるための啓発を進めていきます。

- ① 多様な手段を活用した情報発信の推進
- ② 市民向け講演会・イベント等の開催
- ③ 市の自死対策関連計画への取り組み内容の反映



④ 生きることの促進要因への支援

健康状態や経済・就労状態等により自死に至るリスクが高い市民に対して、専門機関による支援や治療を促進します。

また、自殺未遂の経験者や自死遺族については、その状況を把握し、関係機関と連携しながら、一人ひとりに適した支援・対応に努めます。

- ① 自死リスクを抱えている市民の支援
- ② 自殺未遂者等への支援
- ③ 自死遺族等への支援



⑤ 児童生徒を対象にした教育の推進

市内の小中学校に通う児童生徒を対象としたいじめや虐待、心の健康状態が悪化したときのSOSの出し方について、定期的に授業を行います。

また、教職員を対象にした関連情報の提供や研修会の開催を検討します。

重点施策

平成30年(2018)から令和4年(2022)までの5年間の自死者数は30人です。

「地域自殺実態プロファイル」の分析結果及び「令和5年度 白石市こころと身体健康づくりアンケート調査」の結果を基に、以下の通り重点施策を進めていきます。

特に支援が必要な人を対象に、重点的な支援を推進します

無職者・失業者、
生活困窮者への
支援

子ども・
若者への支援

現役就業者・
経営者への支援

高齢者への
支援

つながりの強い地域社会の構築支援

自死予防に向けた地域における人と人とのつながりを育てていくために、地域住民が気軽に集える場や機会の創出・充実、世代間交流の推進など、より多くの住民が交流し、つながりの強い地域社会の構築支援に努めます。

数値目標、評価指標の設定

(1) 各施策における評価指標の設定

項 目		評 価 指 標
自死対策を支える人材の育成		
意識啓発のための講座の開催	市職員、専門職向け	年１回以上開催
市民への啓発と周知		
市の自死関連施策の明確化	計画策定時、計画改訂時に関連施策を計画書に記載	
「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」における啓発	学校、図書館で特設コーナー設置	
	市広報紙、WEB媒体を活用した情報発信の実施	
自死対策の取り組みの認知度の向上	市民向け講演会の実施	
	「いのちの電話」、「よりそいホットライン」の認知度	65％以上
	相談窓口としての「行政機関の窓口」の認知度	45％以上
生きることの促進要因への支援		
居場所づくり	サロン、通いの場(いきいき百歳体操など)の活動促進	
児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育		
ＳＯＳの出し方に関する教育	定期的な教育の実施体制の構築	
教職員への研修	定期的な研修の実施体制の構築	

(2) 自死者数の目標の設定

本計画期間の自死者数の目標は、年平均自死者数を10%以上減少させるものとし、令和6年(2024)から令和8年(2026)までの3年間で13人以下(年平均4.4人以下)を目指すものとします。

白石市相談機関等一覧

種別	相談名	内 容	問い合わせ先
こころとからだ	こころの相談(要予約)	不眠や不安、イライラ、閉じこもりなどについて、精神科医による個別相談【月1回】	健康推進課 22-1362
	健康相談(要予約)	からだのことで心配なことについて、保健師・栄養士による個別相談(随時)【月～金／8:30～17:15】	健康推進課 22-1362
生活経済	消費生活相談	消費生活全般について相談・苦情、訪問販売、電話勧誘、多重債務等の相談【毎週月・水・金／9:00～16:00】	消費生活相談室 22-0783
	人権擁護相談	結婚、離婚、遺産相続、雇用、待遇問題など【月1回(15日前後)／10:00～15:00】	市民課 22-1312
	無料法律相談	困り事への法律のアドバイスなど【月1回(15日前後)／10:00～15:00】	
	DV・ハラスメント相談(事前連絡必要)	配偶者からの暴力(DV)、セクシャルハラスメント、男女間のトラブルなどの相談【毎週月・水・木・金／8:30～16:30】	子育て支援課 26-8836
	生活総合相談(生活困窮者)	仕事が長続きしない、生活費に困っているなど【月～金／8:30～17:15】	社会福祉協議会 22-2130
こども・青少年	家庭児童相談	家庭や子供に関する悩み、児童虐待についての相談【月～金／8:30～16:00】	子育て支援課 26-8836
	青少年相談	青少年の悩みを中心にいじめや不登校、問題行動や家庭教育、非行などの相談【毎週月・火・木・金／8:30～16:30】	青少年相談センター 22-1342(内445)
	いじめ相談(アライン)	いじめに関する悩みなど 電話相談・いじめ相談窓口(教育委員会) 【月～金／8:30～16:30 メール:i-line@city.shiroishi.miyagi.jp(24時間メール受付)】	教育委員会 22-1350
	乳幼児相談	就学前のお子さんの健康・育児に関する相談【月1回】	健康推進課 22-1362
	子育て相談	子育てに関する相談(随時)【月～金／8:30～17:15】	地域子育て支援センター 22-6025
高齢者・障害者	高齢者総合相談	高齢者に関する相談(随時)【月～金／8:30～17:15】	地域包括支援センター 22-1466
	障がい者相談	障害者に関する相談(随時)【月～金／8:30～17:15】	福祉課 22-1400
	障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談 【24時間受付／平日:0224-51-5361 夜間:080-3326-1788】	仙南サポートセンター アサシテ内(大河原町)
市外の相談窓口	依存症専門相談(要予約)	依存症に関連する問題についての相談【月1回】	仙南保健福祉事務所 0224-53-3132
	思春期・ひきこもり専門相談(要予約)	思春期の心の問題、ひきこもりに関する相談【月1～2回】	仙南保健福祉事務所 0224-53-3132
	宮城県自死相談電話	死にたいくらいつらいとき、など 【月～金／9:00～16:00(祝日、年末年始除く)】	宮城県自死対策推進センター 0229-23-0028
	よりそいホットライン	生きるのがつらい、つらい気持ちを聞いてほしい、など 【24時間受付】	宮城・岩手・福島専用回線 0120-279-226
	仙台いのちの電話	自殺をはじめとする「こころの危機」を防ぐため、不安を抱える方からの相談【無休】	仙台いのちの電話 022-718-4343

第2期 白石市自死対策計画 一概要版一

発行日：令和7年3月 発行：白石市保健福祉部健康推進課
〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号(白石市健康センター)
TEL.0224-22-1362 FAX.0224-22-1320